

啓明

FUJII LAW OFFICE MONTHLY INFORMATION



藤井正大法律事務所

□ 弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□ 弁護士 堀 大助 (hori@hey.ne.jp)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越ビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*ご不明点などございましたらお気軽にお尋ね下さい。また、お近くに配信をご希望の方がいらっしゃいましたら、どうぞ遠慮なくお知らせください（メール配信も可能です）。

No.2(H21.5.1) 亡父の株券の所在が不明なまま株券が廃止になったが、
相続人はどうすれば？

Q 上場会社の株券が今年（平成21年）1月に廃止されたと聞きましたが、株券は無効になったのですか。昨年亡くなった父の株券が見あたりません。売却して相続人間で分けたいのですが、どうすればいいのでしょうか。

A ★上場会社の株券は完全に紙切れになりました

「社債、株式等の振替に関する法律」という法律により、今年（平成21年）1月5日から上場会社の株券は一斉に廃止され、株券は完全に無効になり、紙切れと同様になりました（回収もされません）。そのため、株券で株を売ったり、担保に差し出したり、名義書換を求めたりすることも出来ません。



☆特別口座とは

a)株主の権利は、今後は証券会社などの金融機関（口座管理機関）に各株主が設置する取引口座で電子的に管理されます（銀行に預けたお金が預金口座で管理されるのと同様で、株の譲渡も口座間の振替でなされます。）。ただ、電子化実施時（H21.1.5）に株券が手元にある（紛失も同じ）株主等の権利は、株主名簿に基づいて開設される特別口座に自動的に記録されます。

b)この特別口座は、発行会社が自ら定める口座管理機関（信託銀行などの金融機関）に開設されます。その口座管理機関は発行会社のホームページで公表されています。

c)特別口座は、株式を売買する口座ではありません。株式を売却するには、別に本人の取引口座を証券会社等に開設する必要があります。

★名義人が亡くなっている場合は

名義人が平成21年1月4日以前に亡くなっている場合は、特別口座は無効になりますので、相続人が特別口座開設請求をする必要があります。売却する場合は、更に相続人が取引口座を開設して振替手続をすることになります。必要な書類や手続は各口座管理機関により違いがあり、事前確認を。

（次回の話題）土地を売却したいのですが、隣との境界が一部はつきりしません。早く確定させる方法は？
(H21.6.1 予定)